

学校感染症による出席停止の取り扱いについて

兵庫県立御影高等学校

学校における感染症の予防は、生徒の健康と学習環境の維持のために、極めて重要であることから、学校保健安全法及び施行規則において、学校感染症(学校において予防すべき感染症)の種類と出席停止の基準等が定められています。

学校感染症が疑われる場合は、以下のとおりに取り扱いますので、よろしくお願いいたします。

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

◇ 第一種感染症：治癒するまで

エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	重症急性呼吸器症候群	痘そう	南米出血熱
ペスト	マールブルグ病	ラッサ熱	急性灰白髄炎	ジフテリア
中東呼吸器症候群	特定鳥インフルエンザ			

◇ 第二種感染症

インフルエンザ	発症した後5日を経過し(発熱の翌日を1日目とする)、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

*ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない

◇ 第三種感染症：症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス
パラチフス	流行性角結膜炎	急性出血性結膜炎	その他の感染症

※ 学校感染症に罹患し出席停止となった場合は、欠席扱いになりません。

※ 学校感染症が疑われる場合は医療機関を受診し、登校の可否について主治医の判断に従ってください。
学校感染症と診断された場合は、速やかに学校へご連絡ください。

※ 登校する際には、「治癒報告書(登校証明書)」をHPからダウンロードし保護者が記入。医療機関発行の薬の説明書等、本人の名前及び受診日の記載されているものを添付し提出してください。(HPからの印刷が難しい場合は、生徒手帳の「登校証明書」に保護者が記入し添付書類とともに担任に見せてください)